

【案】

久米南町新型インフルエンザ等対策行動計画

【改定版】

令和8年■月

久米南町

はじめに

【久米南町新型インフルエンザ等¹対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)が初めて確認されて以降、全国的な流行が広がり、町民の生命や健康が脅かされるとともに、暮らしや地域経済にも大きな影響を及ぼした。

このようなかつてない感染症危機に対して、次々と変化する状況に対応するため、町民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者など、国や地方公共団体が一体となって取り組んできた。

今回の久米南町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「町行動計画」という。)の改定は、新型コロナ対応によって明らかとなった課題や、これまでの法改正などをふまえ、新型インフルエンザや新型コロナに限らず、さまざまな感染症による危機に対応できる社会の実現を目指すものである。

町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えを万全にするとともに、有事²には、感染症の特徴や科学的知見をふまえ、迅速かつ着実に必要な対策を検討していく。

¹ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

² 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という)第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

目次

はじめに.....	- 1 -
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 4 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 4 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 4 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 6 -
第3節 町行動計画の改定概要.....	- 8 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 9 -
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	- 12 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 16 -
第1節 町行動計画における対策項目.....	- 16 -
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点.....	- 22 -
第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等.....	- 24 -
第1節 町行動計画等の実効性確保.....	- 24 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 25 -
第1章 実施体制.....	- 25 -
第1節 準備期.....	- 25 -
第2節 初動期.....	- 26 -
第3節 対応期.....	- 27 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 29 -
第1節 準備期.....	- 29 -
第2節 初動期.....	- 29 -
第3節 対応期.....	- 29 -
第3章 まん延防止.....	- 30 -
第1節 準備期.....	- 30 -
第2節 初動期.....	- 30 -
第3節 対応期.....	- 30 -
第4章 ワクチン.....	- 31 -
第1節 準備期.....	- 31 -
第2節 初動期.....	- 35 -
第3節 対応期.....	- 37 -
第5章 保健.....	- 39 -
第1節 準備期.....	- 39 -
第2節 初動期.....	- 40 -
第3節 対応期.....	- 41 -
第6章 物資.....	- 42 -

第1節 準備期	- 42 -
第2節 初動期.....	- 42 -
第3節 対応期.....	- 42 -
第7章 町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	- 43 -
第1節 準備期	- 43 -
第2節 初動期.....	- 44 -
第3節 対応期.....	- 45 -
【参考資料一】.....	- 47 -
特定接種の対象となり得る地方公務員	- 47 -
【参考資料二】.....	- 49 -
久米南町災害対策本部条例.....	- 49 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び町内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある³。

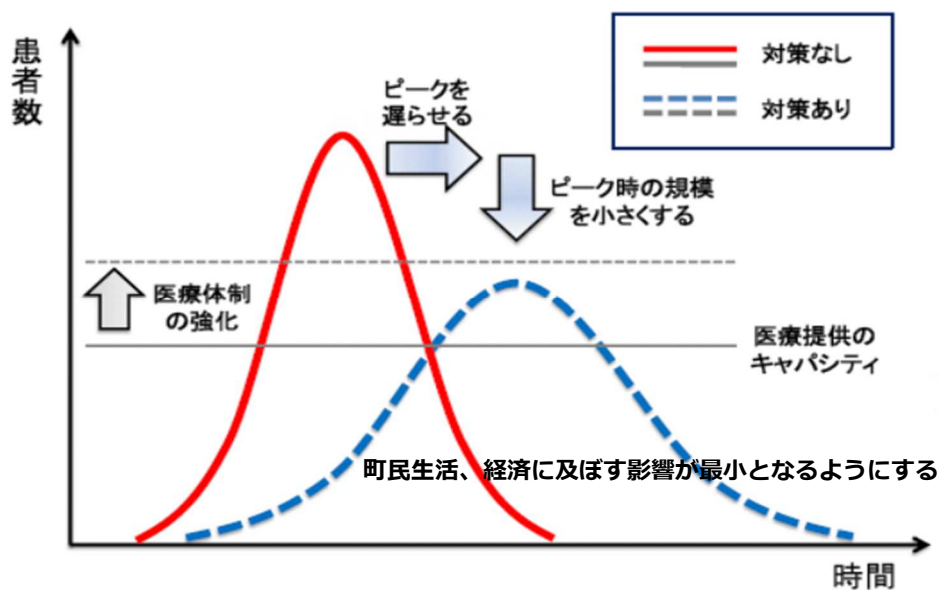
- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

町行動計画では対策の時期区分を準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしているが、いずれのフェーズにおいても、町は町民にとって最も身近な行政主体であるということを踏まえて、適切に取り組むこととする。

³ 特措法第1条

このうち対応期の初期段階では、町は国や県からの要望や要請を受けて、業務継続計画(BCP)⁴に基づく対応や、学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と町民の行動抑制の普及を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、町民の生命及び健康を保護しつつ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保し、社会・経済活動の両立を目指していく。

〈対策の概念図〉



出典:新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
(まん延防止に関するガイドライン)

⁴ 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)に基づき、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階(準備期)では、町民に対する啓発や政府・企業による業務継続計画等の策定、DX⁵の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び町内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、検疫措置の強化等により、病原体の国内及び町内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

⁵ Digital Transformation の略。ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

- 新型インフルエンザ等対策本部(以下、「政府対策本部」という。)が設置され、基本的対処方針⁶が策定されて以降、国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、県は強度の高いまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、町、事業者等は、相互に連携し、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、町は岡山県新型インフルエンザ等対策本部⁷(以下、「県対策本部」という。)と調整の上、柔軟に対策を講ずる。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束⁸し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

⁶ 特措法第18条

⁷ 特措法第22条

⁸ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 町行動計画の改定概要

町行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。また、国の基本的対処方針や、県の要請に基づき、町行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対応を行っていくこととなる。

従前の町行動計画は平成26年11月に策定されたものであるが、政府行動計画や「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「県行動計画」という。)の改定に伴い、町の計画についても内容の見直しを行うこととした。これにより、主に以下の点について更新が行われている。

(1) 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症をはじめ、指定感染症及び新感染症のうち全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものを念頭に置く。

(2) 時期区分の変更

記載を3期(準備期、初動期及び対応期)に分け、特に準備期の取組について、必要に応じた強化を視野に入れている。

(3) 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン接種等に応じた対策の機動的な切替えについても、整理を進めていく。

(4) 実効性の確保

実施状況のフォローアップを行いながら、改定の必要性を随時判断する考えである。また、国、県をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練の実施も検討していく。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、県や指定(地方)公共機関⁹と、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び町民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

県及び町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、町民及び町内事業者(以下、「町民等」という。)の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁰。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーション¹¹の観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

⁹ 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に関連する事業者が指定されている。

¹⁰ 特措法第5条

¹¹ 個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因にもなる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置¹²や緊急事態措置¹³を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

久米南町新型インフルエンザ等対策本部¹⁴(以下、「町対策本部」という。)は、県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

¹² 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹³ 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

¹⁴ 特措法第22条

(7)感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応も視野に入れ、平時からの防災備蓄の充実を図るほか、避難所施設の確保や自宅療養者等への対応に必要な情報共有・連携体制の構築にも取り組んでいく。

(8)記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁵。また、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁸及びこの会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁹の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

¹⁵ 特措法第3条第1項

¹⁶ 特措法第3条第2項

¹⁷ 特措法第3条第3項

¹⁸ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催。

¹⁹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催。

(2) 県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁰。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定²¹を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定²²を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関²³等で構成される都道府県連携協議会²⁴(岡山県においては、岡山県感染症対策委員会がその役割を担う。)を通じ、岡山県感染症予防計画²⁵(以下、「予防計画」という。)等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA²⁶サイクルに基づき改善を図る。

²⁰ 特措法第3条第4項

²¹ 感染症法第36条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。

²² 感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

²³ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

²⁴ 感染症法第10条の2

²⁵ 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

²⁶ Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返すことにより、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

【町】

町は、町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具²⁷をはじめとした必要となる感染症対策物資等²⁸の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5)登録事業者³⁰

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場におけ

²⁷ マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

²⁸ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

²⁹ 特措法第3条第5項

³⁰ 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

る感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³¹。

(6)一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³²ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7)町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³³。

³¹ 特措法第4条第3項

³² 特措法第4条第1項及び第2項

³³ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び町民経済の安定の確保

7項目別の主な対応(イメージ)について

	【準備期】 発生前の段階	【初動期】 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が ある感染症が発生した段階	【対応期】 ・国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
① 実施体制	●国、県等との連携	●厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 ●政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ●町対策本部の設置	
② 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	●情報提供・共有体制の確保	●迅速な情報提供・共有	●双方向コミュニケーションの実施 ●偏見・差別や偽・誤情報の対応
③ まん延防止	●感染症理解促進		●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組
④ ワクチン	●接種体制の確認	●接種体制の構築	●副反応情報等の収集・提供 ●健康被害救済制度の周知
⑤ 保健	●保健体制の連携強化		●相談対応開始 ●県が実施する健康観察・生活支援の協力
⑥ 物資	●計画的な備蓄	●備蓄状況の確認	●備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請
⑦ 町民の生活・町民 経済の安定の確保	●体制整備		●事業継続に向けた準備の要請 ●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策

① 実施体制		
準備期	初動期	対応期
<p>(1) 必要に応じて実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び県の実施状況等を踏まえ、町としての対応を検討 <p>(2) 町行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、関係者等の意見を聴取しながら、町行動計画の見直しを検討 <p>(3) 関係団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から情報共有、連携体制を構築 	<p>(1) 新型インフルエンザ等の発生確認の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府対策本部及び県対策本部の設置状況に応じ、必要と判断される場合に町対策本部を設置 <p>(2) 迅速な対策に必要な予算確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支援を有効に活用することを検討 	<p>(1) 職員の派遣・応援の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、県に対して事務の代行の要請や近隣市町村や県に対して応援を求める <p>(2) 必要な財政上の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支援を有効に活用 <p>(3) 町対策本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言以降、町対策本部を設置 <p>(4) 町対策本部の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言以降、町対策本部を廃止

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
<p>(1) 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く町民に対して情報提供・共有 <p>(2) 県と町の間における情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と町は、情報連携の具体的な手順について、共有・確認を図る <p>(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、コールセンター等を設置準備する。 	<p>(1) 感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民に対してリスクコミュニケーション、周知や広報 ・町民からの相談受け付け <p>(2) 県と町の間における情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する新型インフルエンザ等の患者等³⁴の健康観察や生活支援の協力 <p>(3) 双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針等を踏まえ、県からの要請に応じ、コールセンター等を設置

³⁴ 患者及び感染したおそれのある者

③ まん延防止		
準備期	初動期	対応期
(1)町民の理解促進 ・町民に対して基本的な感染対策の啓発 ・有事の対応等について平時から町民の理解促進	(1)町内でのまん延防止対策の準備 ・国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、業務継続計画に基づく対応の準備	(1) 町民への周知 ・町有施設や学校等について必要に応じて対応 ・感染状況に応じた対策を行い、感染拡大の恐れが低下した場合には、基本的な感染症対策へ移行

④ ワクチン		
準備期	初動期	対応期
(1)ワクチン接種の準備 ・予防接種に必要な資材の確保方法等の確認 (2) ワクチンの供給体制 ワクチンの供給状況に応じ、必要に応じて医療機関ごとの分配量を検討 (3)接種体制の構築 ・医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練の実施に努める (4)予防接種に関する情報提供・共有 ・予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供 (5)DX の推進 ・国が示す予防接種関係のシステム整備の推進に努める ・スマートフォン等を活用した接種勧奨導入を推進	(1)接種体制の構築 ・医師会等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等の確保等 ・接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、医師会等の関係機関と連携	(1)ワクチンや資材の供給 ・ワクチンの割当てを調整 (2)接種体制 ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対する特定接種 ・接種状況を踏まえ、接種会場の追加の検討 (3)健康被害救済 ・予防接種健康被害救済制度申請の受付及び相談等の対応 (4)予防接種に係る情報提供・共有 ・実施する予防接種の接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の情報と併せて国から提供・共有された予防接種に関する情報を町民に周知・共有 ・町民からの基本的な相談の対応

⑤ 保健	
準備期	初動期～対応期
<p>(1)体制の整備 ・庁内の連絡体制を整理し、県との連携体制を確認</p> <p>(2)人材育成 ・情報共有や事例の振り返り等を通じて、職員の対応力の向上を図る</p> <p>(3)関係機関との連携 ・県、消防機関等の関係機関との連携を図る</p> <p>(4)情報提供体制 ・町民へ迅速に情報提供する体制整備</p>	<p>(1)感染症有事体制への移行 ・感染症の発生が公表された場合には、県と連携し、庁内の対応体制へ速やかに移行</p> <p>(2)情報提供・相談対応 ・県の情報を基に、町民への情報提供を行い、必要に応じて相談対応</p> <p>(3)感染状況に応じた対応 ・感染状況に応じ、県が実施する対策に協力、対応内容の見直しや体制の縮小について検討</p> <p>(4)健康観察及び生活支援 ・県が患者³⁵に対して実施する健康観察への協力 ・県が患者やその濃厚接触者に対して実施する食事や必要なサービスの提供又は物品の支給の協力</p>

⑥ 物資	
準備期	初動期～対応期
<p>(1)感染症対策物資等の備蓄等 ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄</p>	<p>(1)感染症対策物資等の備蓄の確保 ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を確保</p>

³⁵ 新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

⑦ 町民の生活及び町民経済の安定の確保		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)情報共有体制の整備 ・関係機関との情報共有体制を整備</p> <p>(2)支援の実施に係る仕組みの整備 ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等についてDXを推進して仕組みを整備</p> <p>(3)物資及び資材の備蓄 ・感染症対策物資等、食料品及び生活必需品等の備蓄</p> <p>(4)要配慮者への支援準備 ・県と連携し、要配慮者への生活支援等に努める</p> <p>(5)火葬体制の構築 ・火葬の適切な実施の調整</p>	<p>(1)遺体の火葬・安置 ・国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備</p>	<p>(1)心身への影響に関する施策 ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の推進</p> <p>(2)生活支援を要する者への支援 ・要配慮者等に必要な支援の協力</p> <p>(3)教育及び学びの継続に関する支援 ・まん延防止策等により学校の使用制限や長期休業等があった場合、必要な支援の調整</p> <p>(4)生活関連物資等の価格の安定等 ・必要に応じ、関係業界団体等に生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げ防止の要請 ・必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実</p>

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。国、県や関係機関との連携を通じて、一丸となって推進していくことが重要であり、それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- (1)人材育成
- (2)関係機関との連携
- (3)DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

(1)人材育成

感染症危機³⁶管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

(2) 関係機関との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県は関係法令に基づく実務を担い、町は基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するといった適切な役割分担が重要である。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県と共同で訓練の実施や意見交換などで平時から連携体制を構築しておく。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は隣接する自治体や保健所との連携も想定される。こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

³⁶ 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

(3)DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

感染症危機対応においては、迅速かつ的確な情報収集・共有及び業務継続を図るため、DXの推進や技術革新を活用した体制整備が重要である。

このため、町は、国及び県が進める感染症情報の収集・共有システム、予防接種事務のデジタル化・標準化、医療DXの推進等の動向を踏まえ、町として必要な対応及び協力を努める。また、感染症発生時における迅速な情報把握及び円滑な対応を実施するため、関係機関との情報共有体制の強化、各種システムの活用及び職員のデジタル活用能力の向上に努め、平時から業務のデジタル化及び標準化を推進し、感染症対応時における事務負担の軽減及び町民サービスの維持・向上を図るものとする。

第3章 町行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 町行動計画等の実効性確保

(1) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施及び参加

新型インフルエンザ等への対応においては、平時からの備えを実効性のあるものとするため、訓練を通じた確認及び見直しが重要である。町は、必要に応じて感染症対応を想定した訓練を実施し、又は関係機関が行う訓練への参加を検討する。また、関係機関において訓練、点検及び改善が継続的に行われるよう、情報共有及び協議の場の確保に努める。

(2) 町行動計画の見直し

町行動計画については、感染症を取り巻く社会状況の変化、新たに得られた知見、国及び県の方針や動向等を踏まえ、内容の適切性を継続的に確認することが重要である。関係機関との協議や実際の対応事例等を通じて把握された課題については、その内容を整理し、町行動計画への反映を図るよう努める。また、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理に係る対応を行った場合には、その経過及び課題を検証し、計画の見直しについて検討する。さらに、県行動計画の改定や国からの情報提供等を踏まえ、町行動計画の充実に資する取組について検討するとともに、必要な見直しを行うよう努める。

(3) 指定(地方)公共機関業務計画

指定(地方)公共機関においても、新型コロナ対応を振り返りつつ、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものにする観点から、確実な業務継続のために必要な取組を検討する。こうした検討の結果やDXの推進やテレワークの普及状況等も踏まえながら業務計画の必要な見直しを行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制³⁷

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練に努める。

1-2. 町行動計画等の作成及び体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聴く³⁸。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時における体制強化や対応の円滑な実施に必要な人員等の確保に努めるとともに、必要に応じて、重要業務の継続を見据えた業務継続計画の策定・改定を検討する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等に取り組むよう努める。

³⁷ 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

³⁸ 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、町が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合³⁹及び県が県対策本部を設置した場合において、町は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要な場合に円滑に人員体制を強化できるよう、全庁を挙げて対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴⁰を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行⁴¹を検討し、所要の準備を行う。

久米南町新型インフルエンザ等対策本部(久米南町災害対策本部)構成員

本部長:町長

副本部長:副町長、教育長

本部長:総務班長(総務企画課)

救護班長(保健福祉課)

建設水道班長(建設水道課)

協力班長(議会事務局)

厚生奉仕班長(税務住民課)

産業振興班長(産業振興課)

教育班長(教育委員会)

連絡班長(出納室)

³⁹ 特措法第15条

⁴⁰ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴¹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁴²を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁴³。
- ③ 町は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があると認めるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣等を要請する。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援⁴⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁴⁵し、必要な対策を実施する。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言⁴⁶の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する⁴⁷。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁴⁸。

⁴² 特措法第26条の2第1項

⁴³ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁴⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴⁵ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

⁴⁶ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

⁴⁷ 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁴⁸ 特措法第36条第1項

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する⁴⁹。

⁴⁹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁵⁰

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 情報提供・共有について

町は、町民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、コールセンター等の設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーション⁵¹に基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

町は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が行えるよう、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、状況に応じて体制の充実を検討し、町民への情報提供・共有や相談対応等に努めることとする。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国の要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

町は、町民に対して必要な情報提供、相談受付等を継続する。

3-2. 基本の方針

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、コールセンター等を継続して設置する。

⁵⁰ 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

⁵¹ 医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

第3章 まん延防止⁵²

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター⁵³に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から町民の理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 国内でのまん延防止対策の内容

町は、県及び国の実施するまん延防止対策に協力し、県の要請を踏まえ、町民への周知を行うとともに、町有施設及び町立学校等について必要な対応を行う。また、感染状況に応じて町の対応を見直し、感染拡大の恐れが低下した場合には、基本的な感染症対策へ移行する。

⁵² 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載事項。

⁵³ 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

第4章 ワクチン⁵⁴

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要なとなる資材の確保方法等の確認を行う。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

⁵⁴ 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等関係者と連携し、接種に必要な人員や会場、資材などを含めた接種体制の構築に向け、必要に応じて平時からの訓練等にも取り組むよう努める。

1-3-2. 特定接種

- ① 町は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、国の方針等を踏まえ、県の要請に応じ、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種⁵⁵

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の(ア)から(ウ)までの準備を行う。

(ア) 町は、国等の協力を得ながら、町民が速やかにワクチン接種できる体制の構築を図る⁵⁶。

⁵⁵ 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

⁵⁶ 予防接種法第6条第3項

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数(表2参照)
- ii 人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県、市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する町民への周知方法

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者 [※]	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、町外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

(ウ) 町は、町民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知、予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&Aの提供など、双方向的な取組を進める。

1-4-2. 町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施及び町民への情報提供を行う。

1-4-3. 関係部局等との連携

予防接種施策を進めるにあたり、医療関係者のほか、介護保険や障害福祉などの関係部局とも連携・協力を図る。また、児童生徒への予防接種を推進する際には学校保健との連携が欠かせないことから、町教育委員会等と情報共有を進め、必要に応じて就学時健診や学校健診の機会を活用して予防接種に関する周知を依頼するなど、関係機関と連携した取組を進めていくよう努める。

1-5. DX の推進

- ① 町は、国が整備するシステム基盤と連携できるよう、健康管理システムなどの予防接種関係システムを、国の示す標準仕様に沿って整備するよう努める。
- ② 町は、接種対象者を把握し、国のシステム基盤への登録により、必要に応じてスマートフォン等を通じた接種勧奨が行えるよう、国の動向を見ながら、対応の検討を行う。ただし、電子的な通知を受けられない方には、従来どおり紙の接種券等を送付する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応している医療機関を町民が分かりやすく確認できるようにするとともに、対応していない医療機関との間で混乱が生じないように、環境の整備に努める。

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

町は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 早期の情報収集

町は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

2-1-3. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合、必要な協力を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、表1に記載する資材について、適切に確保する。

2-2-1. 特定接種

町は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 町は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、近隣市町村、県、医療機関、健診機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

- ③ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ④ また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。
町は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。
- ⑤ 町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。
- ⑥ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑦ 接種会場での救急対応について、町は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表1を参考に準備を行う。
- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、町は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第3節 対応期

3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 町は、国の要請を受けて、ワクチンの流通や供給の状況を把握し、接種開始後はその状況を見ながら、必要に応じてワクチンの割り当てを調整するなど、円滑な接種が行えるよう努める。
- ② 町は、ワクチンの供給に滞りや偏りが生じ、国から要請があった場合には、県を中心に関係機関と連携し、聴取や調査により在庫状況等を把握したうえで、必要に応じて地域間での融通等に協力する。

3-2. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

町は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

町は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況、接種日程、会場、副反応疑い報告の方法、健康被害救済制度の内容及び申請手続等）、相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え、国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について町民への周知を行うとともに、接種に係る差別等の防止について啓発を行う。また、予防接種による健康被害が生じた場合には、当該制度の案内及び相談対応を行うよう努める。
- ② パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 対応体制の整備

1-1-1. 体制の整備

町は、感染症有事に備え、県と連携し、町民への情報提供や相談対応等を円滑に行える体制を整備する。

1-1-2. 所要の対応

① 人材の育成

職員への情報共有を行い、感染症対応に必要な知識の習得及び理解の深化を図る。

② 関係機関との連携

平時から、県、消防機関等の関係機関と連携し、感染症発生時に円滑に対応できる体制に努める。

③ 情報提供・相談体制

町民へ速やかに情報提供を行うとともに、相談に対応できる体制の確保を図り、感染者や関係者への偏見や差別が生じないよう啓発を行う。また、高齢者、子ども、外国人等、配慮が必要な人にも情報が届くよう工夫する。

第2節 初動期

2-1. 初動期の考え方

2-1-1. 初動期の基本的な考え方

初動期は町民が不安を感じ始める時期であり、町は県と連携し、感染拡大を防ぐための準備を迅速に進めるとともに、町民への情報提供を開始する。

2-2. 所要の対応

2-2-1. 有事体制への移行準備

- ① 県の要請や助言を踏まえ、町の対応体制(役割分担・連絡体制・応援体制など)の準備状況を把握し、必要に応じて体制の整備を行う。
- ② 感染拡大に備え、県と連携して必要な情報収集・連絡調整の準備を行う。

2-2-2. 町民等への情報提供・共有の開始

- ① 国や県の情報を町民に周知し、Q&A や広報、必要に応じて相談窓口を設置するなど、町民に対する情報提供・共有体制の確保に努める。
- ② 町民と双方向のコミュニケーションを行い、リスクや対策の意義を共有する。

2-2-3. 発生前に町内で感染が疑われた場合の対応

町内で感染が疑われる事例が確認された場合には、県と連携し、必要な情報提供や医療機関への受診案内等を行う。

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察⁵⁷及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者⁵⁸に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター⁵⁹等の物品の支給に協力する。

⁵⁷ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

⁵⁸ 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

⁵⁹ 皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

第6章 物資⁶⁰

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁶¹

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁶²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶³。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

第2節 初動期

2-1. 物資確保の準備

感染症対策物資の不足で検疫・医療・検査等が滞り、町民の生命や健康に影響が出ることを防ぐため、町は、必要な物資を確保し、県と連携して準備を進める。

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資の確保

感染症対策物資が不足すると医療や検査が滞るため、初動期から継続して必要な物資の確保を進める。

⁶⁰ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

⁶¹ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁶² 特措法第10条

⁶³ 特措法第11条

第7章 町民の生活及び町民経済の安定の確保⁶⁴

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁶⁵

- ① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁶⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁶⁷。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁶⁸等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

⁶⁴ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

⁶⁵ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁶⁶ 特措法第10条

⁶⁷ 特措法第11条

⁶⁸ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

町は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁶⁹予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者⁷⁰等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁷¹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

⁶⁹ 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

⁷⁰ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23(参考)要配慮者への対応を参照。

⁷¹ 特措法第45条第2項

- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁷²。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、県を通じての国からの要請を受け、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、近隣市町村等と連携を図り、一時的に遺体を安置する施設等の確保に努めるものとする。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第56条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

⁷² 特措法第59条

【参考資料—1】

特定接種の対象となり得る地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

- 区分1： 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
 （＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）
- 区分2： 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務
- 区分3： 民間の登録事業者と同様の職務

区分1:新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
市町村対策本部の事務	区分1
住民への予防接種	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な市町村の予算の議決、議会への報告	区分1
町議会の運営	区分1

区分2:新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務

特定接種の対象となり得る職務	区分
救急	区分1
消火、救助等	区分2

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

- (1) 医療分野：新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型
- (2) 国民生活及び国民経済安定分野：社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【参考資料—2】

久米南町災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、久米南町災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第4条 災害対策本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

久米南町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年■月

久米南町保健福祉課